

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(個人情報保護委員会事務局 個人情報保護制度担当室)

項 目 名		改正個人情報保護法における課徴金制度の導入に伴う所要の措置	
税 目		法人税、所得税	
要 望 の 内 容	個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 56 号）において導入された課徴金制度によって納付した課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。		
	(法人税法第 55 条、所得税法第 45 条)		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 一百万円 (— 一百万円) (— 一百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	個人情報保護法上の重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、課徴金納付命令により、違反行為者に経済的不利益を与えることによって、違反行為の誘因を小さくし、これにより違反行為の実効的な抑止を図り、規制の実効性を確保する。		
	(2) 施策の必要性		
	課徴金納付命令により支払わせた課徴金について、損金・必要経費に算入できることとなれば、課徴金制度を設けた趣旨を果たせなくなるため、他法における課徴金納付命令と同様の税制措置を行う必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 個人情報 の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護すること 施策大目標 個人情報 の適正な取扱いの確保 施策目標 個人情報 の保護及び利活用に関する施策の推進
		政策の達成目標	違反行為者に経済的不利益を与えることによって、違反行為の誘因を小さくし、これにより違反行為の実効的な抑止を図り、規制の実効性を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	改正個人情報保護法に基づく課徴金納付命令の発出は個々の事案に基づくため、推計は困難
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	違反行為者に経済的不利益を与えることによって、違反行為の誘因を小さくし、これにより違反行為の実効的な抑止を図り、規制の実効性を確保できる。 課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととしなければ、課徴金制度による違反行為の抑止効果が十分に発揮できない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	課徴金制度によって納付した課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととするものであり、税制でなければ措置できない。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		—	